## 介護保険制度の速やかな改善を求める意見書

介護保険制度の発足から1年半が過ぎようとしている。政府の「順調」という評価に反して、国民の中では、「保険あってサービスなし」の事態が広がり、不安と不満を訴える声も大きい。特に特別養護老人ホームの待機者が急増し、保険料をとっておきながら施設に入れないというのでは、契約違反といわれても仕方がない事態である。自治体の調査をもとに全国の待機者を推計すると保険導入前の約10万人から、20万人へと急増している。三鷹市においても、恵比寿苑ができたにもかかわらず、特養の待機者はすでに200人を超えていると推測される。

これは、特別養護老人ホームの数が足りないことも要因の一つであるが、同時に在宅サービスの利用料負担の問題がある。利用料が高すぎるために、必要なサービスが利用できず、これまでの在宅サービスが困難になり、やむなく施設への入所を申し込まざるをえない状況が強まっているのである。そのことは在宅サービスの利用が抑制されていることにもはっきりと現れている。

政府は「施設から在宅へ」と一貫して「在宅重視」を言ってきたが、実際には 「在宅から施設へ」の流れが強まっている。政府の基本方針の基盤が崩れている のである。

よって、本市議会は、政府に対し、介護保険の現状を改善し、まともに機能させていくために、次の対策を速やかに講じることを求める。

- 1 政府の責任で、特別養護老人ホームの待機者の実態を調査し、その解消のための基盤整備計画を責任をもってたてること。
- 2 10 月から予定されている高齢者からの保険料徴収をこのまま行うなら矛盾が一層深刻になる。しっかりした利用料・保険料の減免制度、基盤整備計画を早急につくること。

上記、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

平成13年 9月28日

三鷹市議会議長 中 山 和 政